

久万高原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 6,799	千円 9,462,276	千円 693,916	千円 2,159,802	% 22.8	% 21.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

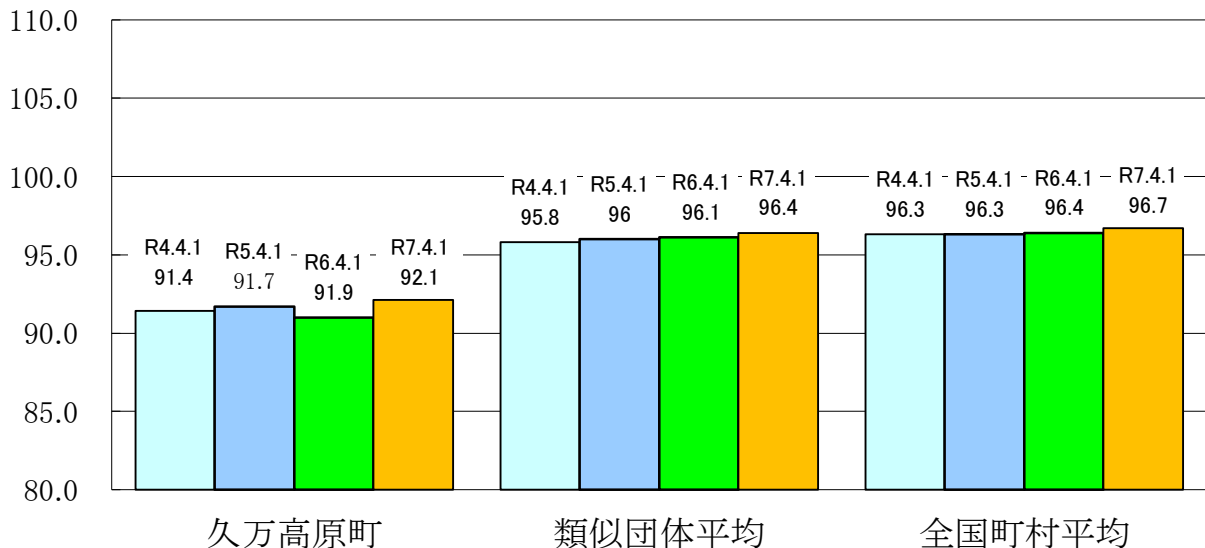
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7年度	人 235	千円 850,124	千円 163,906	千円 351,303	千円 1,365,333	千円 5,810	千円 5,865

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員はの給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給与月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をこれらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間で月額の重なるの解消は実施していない。)

②その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当(駐車場に係る通勤手当は除く)及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久万高原町	44.8 歳	317,800 円	374,269 円	342,318 円
愛媛県	42.0 歳	325,485 円	411,533 円	355,258 円
国	41.9 歳	(332,237) 円	—	(414,480) 円
類似団体	41.5 歳	314,125 円	360,652 円	343,827 円

②技能労務職

区分	公務員						民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
久万高原町	52.9 歳	3 人	288,800 円	321,600 円	300,133 円	—	—	—	—	
愛媛県	56.5 歳	161 人	336,989 円	367,590 円	344,691 円	—	—	—	—	
国	51.3 歳	1,703 人	(294,567) 円	—	(337,907) 円	—	—	—	—	
類似団体	52.1 歳	2 人	292,798 円	321,070 円	309,188 円	—	—	—	—	

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(7年4月1日現在)

区 分		久万高原町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	226,953 円	(220,000) 円
	高 校 卒	188,000 円	195,667 円	(188,000) 円
技能労務職	高 校 卒	217,300 円	193,655 円	— 円
	中 学 卒	198,200 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,600 円	— 円	* 円	378,487 円
	高 校 卒	* 円	* 円	* 円	345,733 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 一般行政職大学卒のうち経験年数20年の該当者はいません。

技能労務職高校卒の該当者はいません。

技能労務職中学卒の該当者はいません。

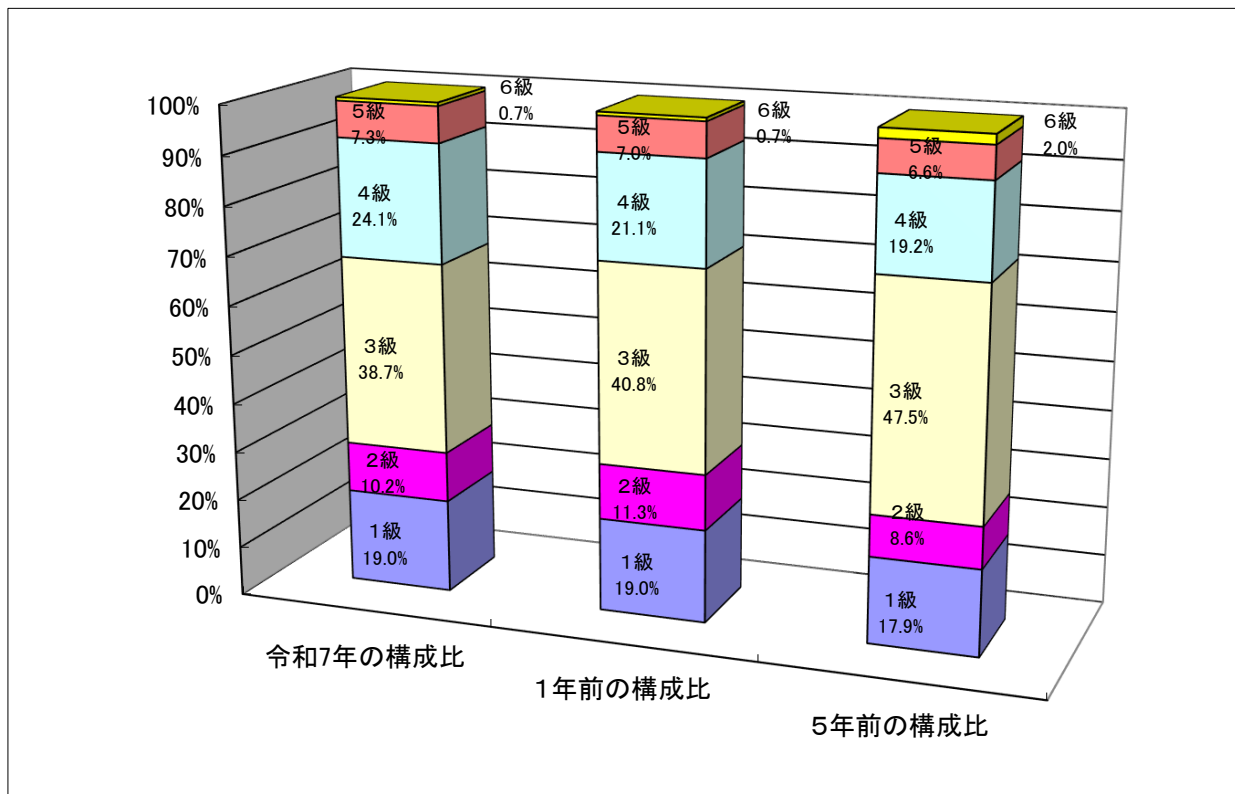
※ 個人情報保護の観点から、対象職員数が2人未満の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(7年4月1日現在)

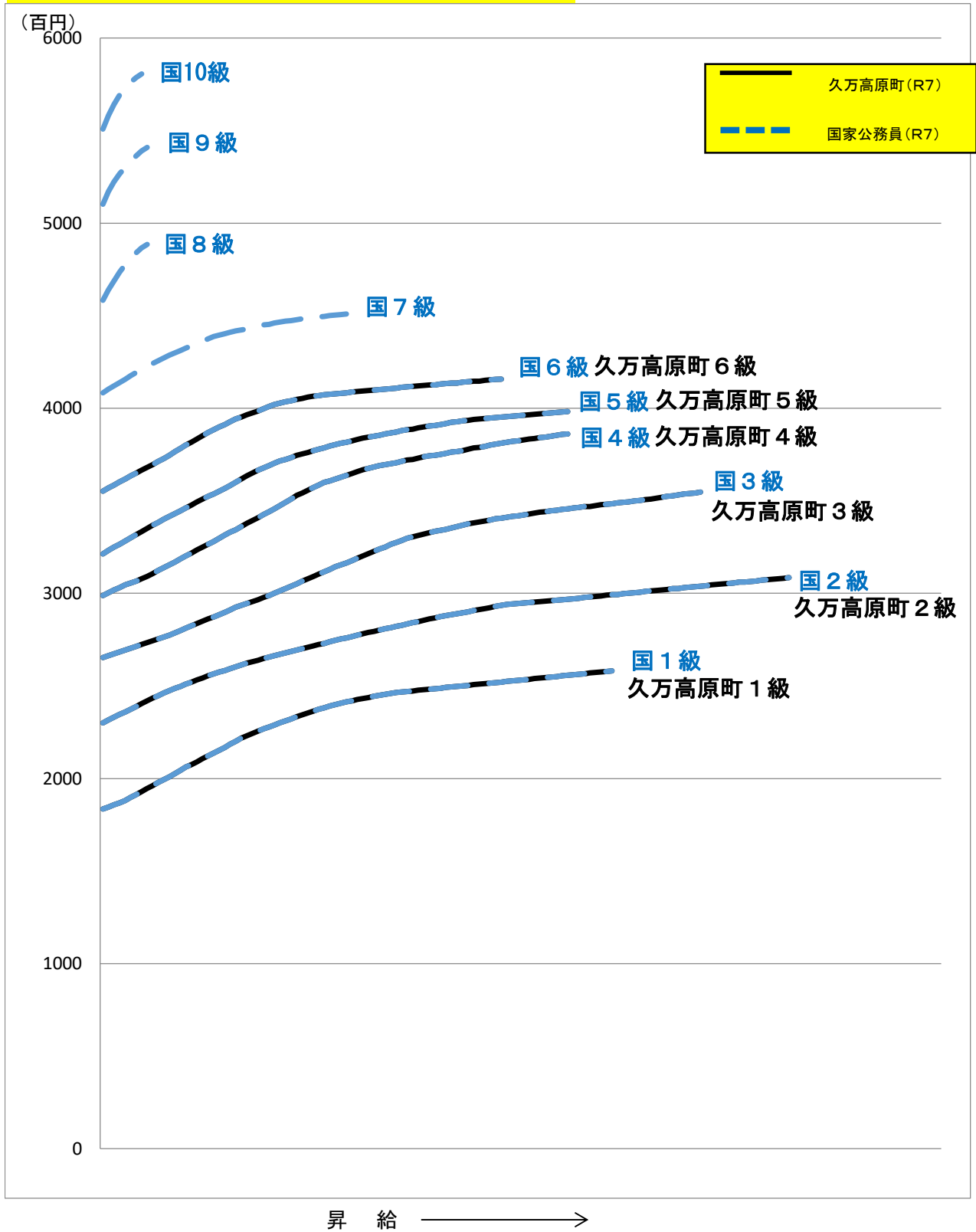
区分	標準的な職務内容	職員数合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事、技師、教諭、学芸員	26人	19%	主事	23人	26人	19%	主事級
				学芸員	3人			
2 級	主査、教諭、学芸員	14人	10.2%	主査	13人	14人	10.2%	主査級
				学芸員	1人			
3 級	係長、専門員、主任、上級教諭、上席学芸員	53人	38.7%	主任	12人	53人	38.7%	主任級
				係長	41人			係長級
4 級	支所長、班長、課長補佐、農業委員会事務長、町立病院事務長、老人保健施設事務長、ささゆり荘施設長、主任教諭、上席主幹、主幹	33人	24.1%	課長補佐	24人	33人	24.1%	課長補佐級
				室長	2人			
				支所長	3人			
				主幹	0人			
				上席主幹	0人			
				事務長	3人			
				施設長	1人			
5 級	課長、室長、会計管理者、事務局長	10人	7.3%	課長	6人	11人	8%	課長級
				会計管理者	1人			
				事務局長	3人			
6 級	重要な職務を遂行する課長、室長、会計管理者、事務局長	1人	0.7%	課長	1人			

(注)1 久万高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久万高原町		愛媛県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,487 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,609 千円		—	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中ににおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

久万高原町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	5,328 千円	18,234 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 個人情報保護の観点から、対象職員数が2人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている

(3) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		59,446 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		433,914 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		42.4 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
病院、診療所及び老人保健施設等勤務手当	病院、診療所及び老人保健施設等に勤務する職員	①医師及び薬剤師の研究業務 ②夜間の看護等業務 ③病院における技術管理を要する業務 ④診療業務及び救急医療業務等 ⑤町立病院又は老人保健施設あけぼのに勤務する看護師等	①月額 34万円以内 ②6,800円/1回 ③入院患者1人につき 日額 1,000円 ④勤務1回につき 1,000円以内 深夜の全部を勤務した場合は800円以内の加算 勤務時間外の救急業務、訪問1,620円以内/回 当直中の外来診療400円以内/人 ⑤看護師、准看護師 月額 12,000円以内 介護職員 月額 9,000円以内
し尿処理作業の特殊勤務手当	し尿処理作業に直接従事する職員	し尿処理作業	日額 300円
ごみ処理作業の特殊勤務手当	ごみ処理作業に直接従事する職員	ごみ処理作業	日額 300円
代替バス乗務特殊勤務手当	代替バスに乗務する職員	代替バスの運転作業	日額 1,300円
火葬従事の特務勤務手当	直接火葬に従事する職員	火葬作業	1体につき 800円
救急、消防及び防災業務特殊勤務手当	消防士、救急救命士 救急、消防及び防災業務に出勤した職員	①消防士、救急救命士の勤務 ②救急、消防及び防災業務	①勤務1日につき 350円 ②出勤1回につき 100円
救急救命士特殊勤務手当	救急救命士の免許を有する職員	救急救命処置業務	1回につき 150円
防疫従事手当	職員が伝染病防疫作業に従事した際に支給する。	防疫作業に従事した職員	1日につき 800円 特定新型インフルエンザ等から町民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業 4,000円以内
災害応急作業等の特殊勤務手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で業務に従事した職員に支給する。	応急作業、巡回監視、調査等の業務	従事1日当たり730円以内 夜間業務 100分の50加算 町長が認める区域 100分の100加算

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	56,901 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	218,012 円
支給実績(令和5年度決算)	60,221 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	227,249 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(5) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度実績)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	41,252 千円	242,660 円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃27,000円を超える (家賃額－27,000円)×1/2(17,000円を超える場合は、17,000円)＋11,000円 28,000円(支給限度額)	同	—	24,281 千円	205,767 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給 【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価格による運賃等相当額 上限額 55,000円 【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,000円～ 片道60km以上31,600円	同	—	22,673 千円	112,242 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して定額で支給	同	—	22,409 千円	339,533 円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給 4,400円/1回 ほか (勤務時間による増減あり)	同	—	21,867 千円	185,314 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合、また災害等の事情により平日深夜に勤務した場合に支給 職責に応じて4,500円～8,000円/1回の定額(6時間を超える場合は加算あり。)	同	—	2,652 千円	52,008 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間あたりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	6,214 千円	90,060 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間あたりの給与額に100分の135を乗じた額	同	—	10,932 千円	149,747 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料 報 酬	町 長	770,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 843,000 円/ 506,100 円
	副 町 長	616,000 円	700,000 円/ 434,200 円
	議 長	265,000 円	337,000 円/ 230,000 円
	副 議 長	199,000 円	280,000 円/ 182,000 円
	議 員	185,000 円	258,000 円/ 165,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退 職 手 当	議 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	770,000円 × 在職月数 × 46 / 100	1,700万円 (任期毎)
	副 町 長	616,000円 × 在職月数 × 27 / 100	798万円 (任期毎)
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

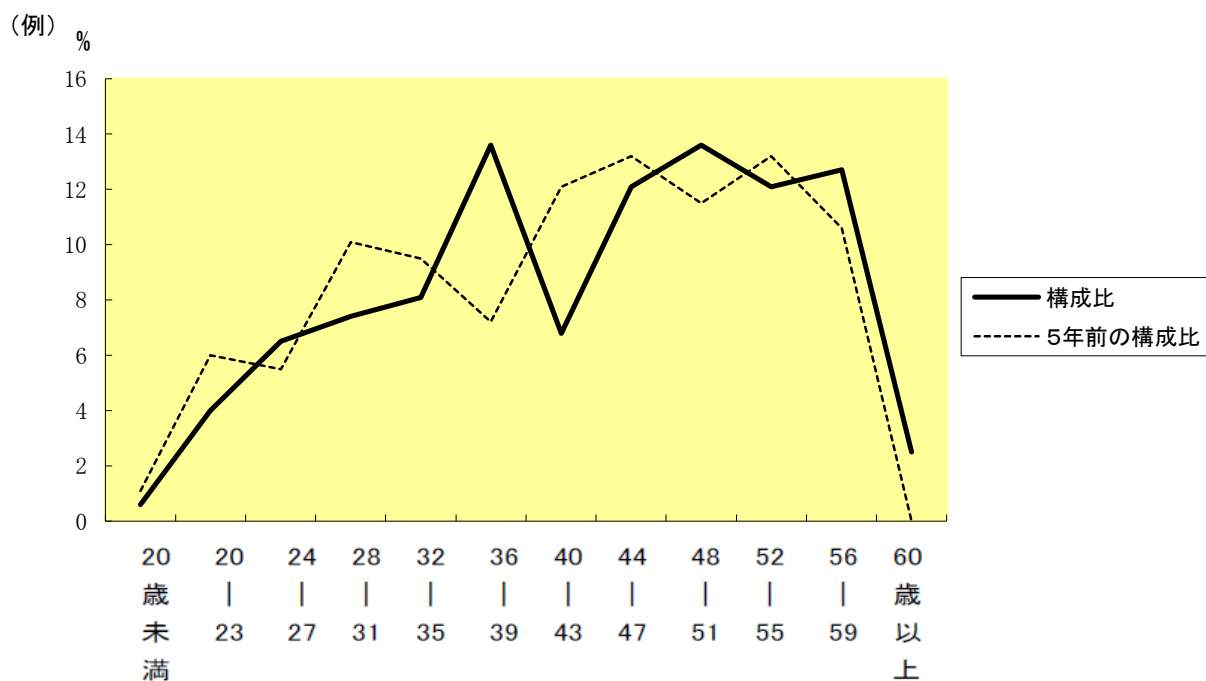
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	43	39	△ 4	他部署増員の調整による-4
		税 務	8	7	△ 1	業務の調整による-1
		民 生	28	32	4	こども家庭センター設立によるもの+4
		衛 生	17	14	△ 3	こども家庭センター設立によるもの-3
		農林水産	18	19	1	業務の増による+1
		商 工	9	8	△ 1	異動職員の不補充-1
		土 木	12	13	1	再任用職員パート→フルによるもの
		計	137	134	△ 3	<参考> 人口1000人当たり職員数 20.00 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 144.89 人)
	教育部門	38	38	0		
	消防部門	42	43	1	新規採用によるもの+1	
	小 計	217	215	△ 2	<参考> 人口1000人当たり職員数 32.00 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 172.72 人)	
	公営企業等会計部門計	106	108	2		
合 計	323	323	0	<参考> 人口1000人当たり職員数 48.00 人		
	[425]	[425]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	13人	21人	24人	26人	44人	22人	39人	44人	39人	41人	8人	323人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	145	141	145	143	137	134	(-7.6%)
教育	47	43	43	41	38	38	(-19.1%)
消防	44	44	45	45	42	43	(-2.3%)
普通会計計	236	228	233	229	217	215	(-8.9%)
公営企業等会計計	112	109	106	104	106	108	(-3.6%)
総合計	348	337	339	333	323	323	(-7.2%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。